公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

 県立延岡病院患者給食業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

 令和６年５月１３日

 　　　　　 県立延岡病院長　　山口　哲朗

１　業務の概要

（１）業務名　　　　　県立延岡病院患者給食業務委託

（２）業務内容　　　　別添「県立延岡病院患者給食業務仕様書」のとおり

（３）履行場所　　　　宮崎県延岡市新小路２丁目１番地１０

　　　　　　　　　　　県立延岡病院

（４）予定履行期間　　契約締結日から令和９年９月３０日まで

２　参加要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が「その他」、種目が「Ｕ－６　食事・給食」である者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。

（３）参加申込書の提出の日から受託予定者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

（４）宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。（契約締結日までに設置する場合を含む。）

（５）直近３年間に年間１日平均５９０食以上の病院の患者給食業務を受託した実績があること。

（６）病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定事業者であるか、又は医療法第15条の３の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者。

（７）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（８）会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。

（９）民事執行法（昭和54年法律第４号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

（10）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でないこと。

３ 審査に関する事項

（１）企画提案書の審査は、候補者選考評価基準に基づき、別途定める審査委員会に諮り、優先交渉権者を選定する。

（２）審査は病院職員で構成する審査委員会により行う。

（３）審査結果は、全ての企画提案者に対して文書により通知し、県立延岡病院ホームページ上で公表する。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要領等の交付期間 | 令和６年５月29日(水)午後５時まで |
| 質問受付期間 | 令和６年５月20日(月)午後５時まで |
| 質問への回答 | 令和６月５月27日(月)までに通知 |
| 参加資格確認書類 | 令和６年５月29日(水)午後５時必着 |
| 資格審査結果通知 | 令和６年５月31日(金)までに通知 |
| 企画提案書提出期限 | 令和６年６月５日(水)午後５時必着 |
| 審査委員会 | 令和６年６月中旬(予定) |
| 契約書の締結 | 令和６年６月28日(予定) |

５　手続き等

（１）担当所属

　　　県立延岡病院　医事・経営企画課　財務担当

　　　〒882-0835 宮崎県延岡市新小路２丁目１番地１０

　　　電話番号0982-32-6781　ＦＡＸ番号0982-32-6759

　　　メールアドレス：nobeoka-hp@pref.miyazaki.lg.jp

（２）公募型プロポーザル実施要領の交付方法

実施要領は上記（１）担当所属の場所および県立延岡病院ホームページに掲載する。

http://nobeoka-kenbyo.jp

（３）参加表明書等の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（１）担当所属と同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

（４）企画提案書の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（１）担当所属と同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

６　その他

 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。